

厚岸町条例第15号

厚岸町の休日を定める条例等の一部を改正する条例ここに公布する。

令和4年9月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町の休日を定める条例等の一部を改正する条例

(厚岸町の休日を定める条例の一部改正)

第1条 厚岸町の休日を定める条例(平成3年厚岸町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。

(厚岸町デマンドバス条例の一部改正)

第2条 厚岸町デマンドバス条例(平成30年厚岸町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項本文中「規定する休日」の次に「(以下この項において「祝日法による休日」という。)」を加え、「12月31日から翌年の1月5日までの日(」を「12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)」に改める。

(厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年厚岸町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。

(厚岸町生活改善センター条例の一部改正)

第4条 厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改める。

(厚岸町スクールバス条例の一部改正)

第5条 厚岸町スクールバス条例（平成30年厚岸町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書中「規定する休日」の次に「(以下この項において「祝日法による休日」という。)」を加え、「12月31日から翌年の1月5日までの日（」を「12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）」に改める。

(厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 厚岸町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「規定する休日」の次に「(以下この項において「祝日法による休日」という。)」を加え、「12月31日から翌年の1月5日までは休診日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）は、休診日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。